

ア 青少年教育施設調査

青少年に対し各種の研修、体育等を通じ心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的として、地方公共団体が条例で設置した施設で教育委員会が所管するもの。

イ 婦人会館調査

婦人指導者や一般婦人のために、各種の研修、交流・情報及び各種婦人団体が行う婦人教育活動の拠点として、婦人の資質・能力の開発や知識・技術の向上を図ることを主たる目的として、地方公共団体が設置した婦人会館（婦人文化会館・婦人センター等の名称のものを含む。）で、教育委員会が所管するもの、及び民法第34条の法人が設置した婦人会館。

ウ 社会教育会館調査

公民館の事業と同種の事業を行うことを目的として市町村が条例で設置した社会教育会館（社会教育セン

ターの名称のものを含む。）で、教育委員会が所管するもの。

(3) 調査の時期

昭和50年5月1日現在で調査。

（ただし、諸活動状況調べと経費調べは、昭和49年度間で調査。）

(4) 調査結果の概要

① 社会教育行政

ア 教育委員会事務局の職員

社会教育関係の市町村教育委員会事務局の職員（教育次長及び部長にある者を除き単純労務に従事する者を含む。）は、専任 168人、兼任 2人となり、1教育委員会当たりで 1.9人となっている。これを市・町・村別にみると、市で 7.3人、町で 1.3人、村では 1.0人となっている。また職名別にみると表 1 に示すとおりである。

表 1 市町村教育委員会事務局の職名別職員数（社会教育関係）

| 区 分 | 計 (専任のみ) | 職 名 別 | | | | | | |
|--------|-------------|-------|--------|--------|-------|------|------|-------|
| | | 課 長 | 社会教育主事 | 派遣社会主事 | 社会教育補 | 事務職員 | 技術職員 | その他職員 |
| 計 (90) | 168 | 18 | 50 | 20 | 5 | 69 | — | 6 |
| 市 (10) | 73 | 11 | 14 | 5 | 3 | 37 | — | 3 |
| 町 (51) | 66 | 4 | 25 | 14 | 1 | 21 | — | 1 |
| 村 (29) | 29 | 3 | 11 | 1 | 1 | 11 | — | 2 |

イ 社会教育主事

市町村教育委員会における社会教育主事（社会教育主事補を含む。）の設置状況は、市が90%（9市—22人）町が60.8%（31町—40人）、そして村が41.4%（12村—13人）となっている。平均で57.8%（75人）の設置

率を示している。

また、社会教育主事となる資格は、社会教育法第9条の4の第1号から第4号までと、同法改正法附則4項に規定されているが、その資格条項別構成をみると図 1 に示すとおりである。

図 1 社会教育主事の資格条項別構成

